

〈盗作〉の文学史

市場・メディア・著作権

近代的な作家の発生は、

著作権の確立と密接に結びつくものであることは、夙に指摘されている。作家が書くことを生業とするには、自身の生み出す作品

商品に対して排他的支配権すなわち著作権を持つことが前提である。苦心して書き上げた労作が活字になるやいなや、盗作が出回ったのは折角の労働の成果からの収益が見込めなくなるからだ。

したがって、職業作家にとって、盗作は死活問題となるはずだ。と思っていたら、栗原裕一郎のまさに労作『盗作』の文学史を読むと、盗作が作家の利益侵害という観点から問題視されたことは、明治以降さほどないことがわかる。盗作事件そのものが、明治期から大正にかけては少ないという。その要因には、著作権という概念が日本社会に浸透しておらず、また代作」というシステムが暗黙裏に機能していたこと等が上げられている。

「盗作」が問題視されるようになるのは、戦後だ。しかし、戦後、盗作すなわち著作権侵害で法廷で争われたのは、山崎豊子の『大地の子』裁判とNHK大河ドラマ『春の波濤』裁判へのいしかない。丸写しに近い形で盗作でない限り、法廷で著作権侵害という認定を受けることはまずない

らしいからだ。

では、いったい「盗作」の何が問題にされるのか。そこで問われるのは、著作権侵害書といういわば二刀

作家のモラルを問う「盗作」問題

「盗作」という視点から見た日本近代文学史

千 葉 一 幹

体の模倣をめぐる問題である人物で、歴史的事実における。江藤淳が、二人称で語った『女優貞奴』とドラマの両者が似るのは当たり前で、問題はストーリーの展覧子の『暗い旅』は、同様の二人称小説ミシェル・ビュートルの『心変わり』の「模倣」であると指摘したのがきっかけで始まった論争である。

技法や文体の模倣まで「盗作」という範疇に含まれるとすると、すべての作品は引用の織物だという「ポスト・モダン」的議論を持ち出さずとも、そもそも完全にオリジナルなものがあるのか、という疑問も湧いてくる。が、この本で扱われているのは、そんな形而上学的「盗作」問題だけではない。新人賞の受賞作がほぼ丸写しで、ご丁寧にその受賞の言葉まで盗作だったと笑うしかない話も挙げられている。

最も興味深いのは、先に触れた『春の波濤』裁判である。山口玲子は自身の『女優貞奴』がNHK大河ドラマ『春の波濤』によって翻案権が侵害されたと裁判所に訴え出た。裁判において、当初は『女優貞奴』とドラマ『春の波濤』にある共通点を指摘する原告の山口側に有利に動いたが、やがて形勢が逆転する。NHK側の弁護団が方針転換したので、貞奴は歴史上の論者

ネのことでなく、「作家のモラル」だという。実際最初にこの本で扱われるのは、小説の技法や文



46判・480頁・3990円
新曜社
978-4-7885-1109-5

★へりはら・ゆういちろう氏は評論家。企画・共著に「腐っても文学」「禁煙マフィズムと戦つた」。一九六五(昭和40)年生。